

第8期近江八幡市総合介護計画

近江八幡市高齢者福祉計画

近江八幡市介護保険事業計画

【概要版】

令和3年3月

近江八幡市

計画策定の背景と趣旨

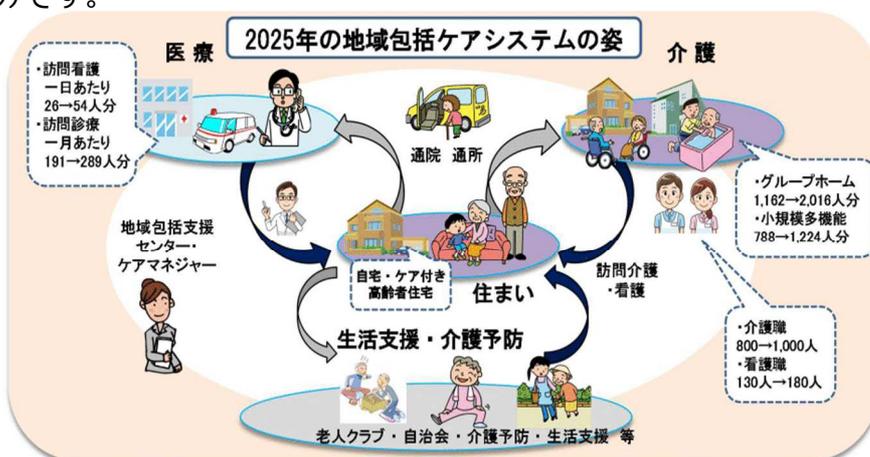
わが国では、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護サービスのニーズは多様化、複雑化することが想定されています。

第8期計画総合介護計画では、現役世代の減少が進む令和22(2040)年も念頭におき、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えるとともに、令和7(2025)年を目指した近江八幡市での地域包括ケアシステムの構築をさらに推進します。

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者に関わる様々な人や社会資源が、地域の中でつながりを持って高齢者の生活を支えるしくみです。

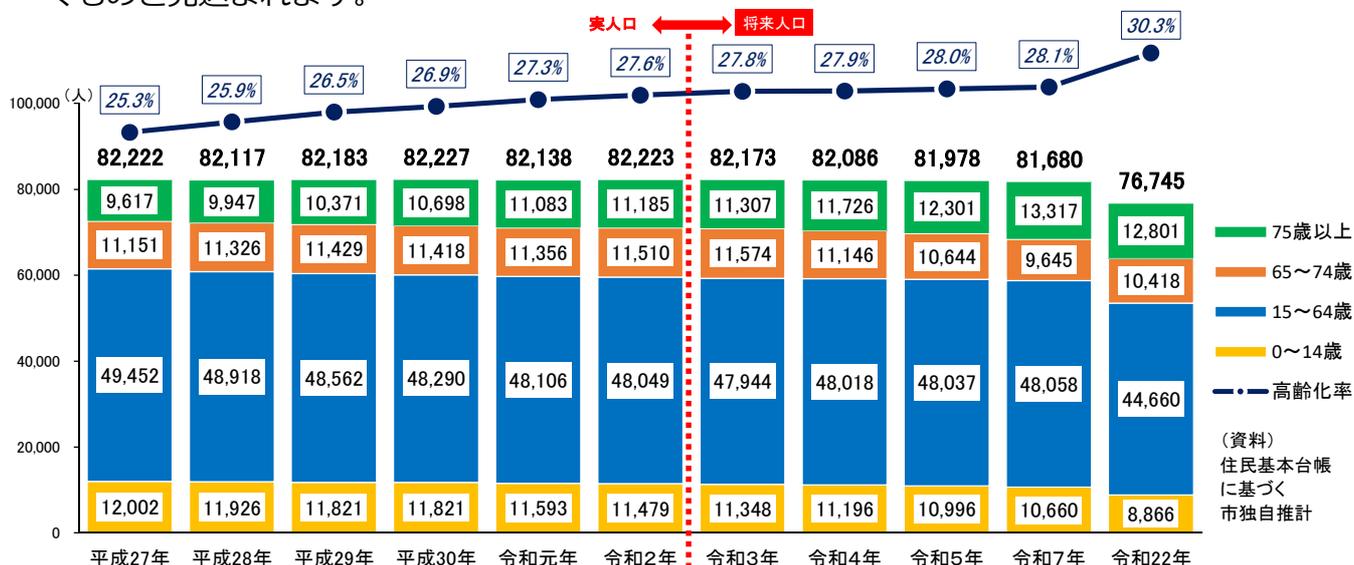
本市においては、その対象者を高齢者のみならず、障がい児者、子ども等とし、ひいては市民すべてが病気や高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。



2025・2040年を見据えた高齢者を取り巻く姿

◎ 将来人口推計

本市の将来人口は、減少していくことが見込まれますが、高齢者人口は増加傾向で推移していくものと見込まれます。



計画の体系

基本理念

自らが自立意識を持ち共に支え合いながら
住み慣れた地域での生活を継続する

- (1)個人としての尊厳が守られる社会形成
- (2)個人の能力発揮による自立生活保持
- (3)個人の意思決定による選択保障
- (4)地域包括ケアシステムにおける支え合い
- (5)社会参加と計画への参加

基本目標

2025年までの実現を目指す高齢者の状況

- 1 多様なつながりを持ちながら自分らしくいきいきと暮らせる
- 2 健康に留意しすこやかに暮らせる
- 3 高齢・認知症になっても安心して暮らせる
- 4 介護や医療が必要になってもサービスを受けながら希望する場所で暮らせる

近江八幡市の地域包括ケアシステムの構築

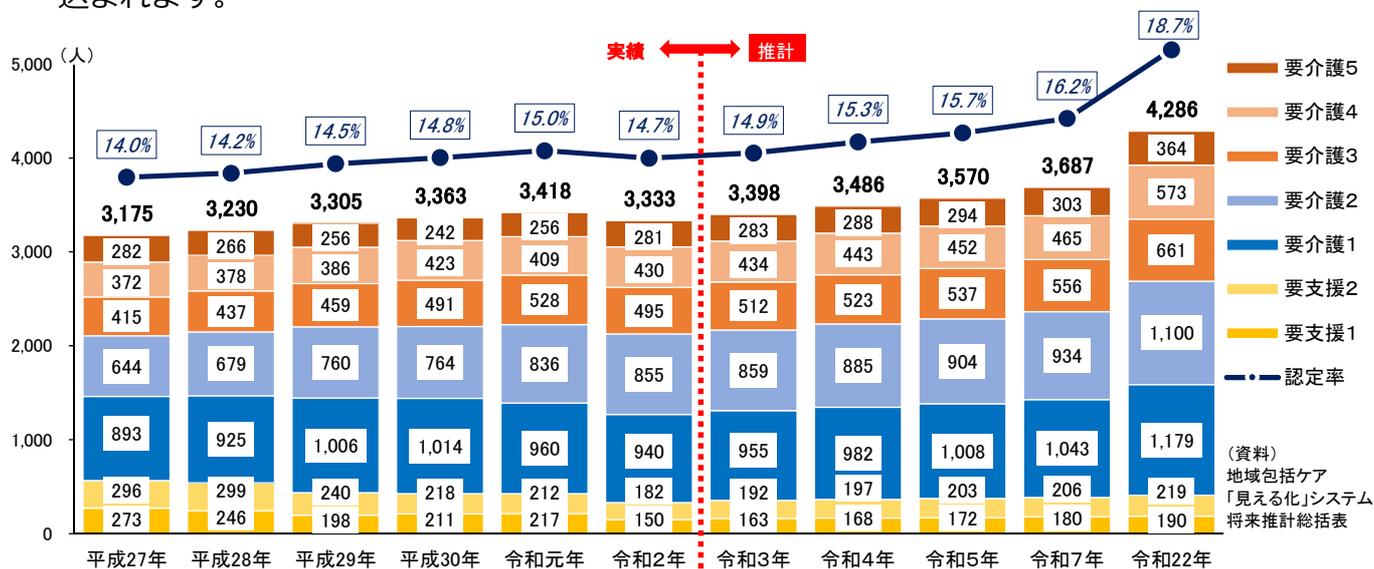
システムを構築する5つの要素の整備（介護、医療、予防、生活支援・福祉、住まい）
+ 横断的取組（認知症施策、ネットワークの構築、人材の確保及び定着推進、緊急的対応）

- 方向性①** 生きがいづくりと活躍の場の確保
- 方向性②** 介護予防の拡充による健康寿命の延伸
- 方向性③** 安心して暮らせる環境やしきづくり
- 方向性④** 認知症施策の強化
- 方向性⑤** 支え合いのしくみづくり
- 方向性⑥** 介護保険サービスの充実

2025年に向けたサービス社会資源の方向性

要介護等認定者数の推計

本市の第1号被保険者（65歳以上）における要介護等認定者数は、年々増加していくことが見込まれます。



第8期の取組

① 生きがいつくりと活躍の場の確保

高齢者が生きがいをもち、役割がある形で高齢者の交流や社会参加等を促進するため、個人の特性や希望に沿った活躍の場や役割の創出を図ります。また、高齢者の生涯学習活動やスポーツ活動、文化活動等を推進するとともに、高齢者の能力を地域活動や就労的活動へ活かす取組を進めます。



小学校でのボランティア活動

② 介護予防の拡充による健康寿命の延伸

若い頃からの健康づくり、自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進に向け、保健事業と介護予防を効果的に実施するための体制の整備を図ります。また、住民の心身機能の向上及び活動の維持向上、社会参加の促進につながるよう、関係機関と地域における連携体制の強化を図るとともに、住民主体の活動、多様な居場所づくりを広く展開し、高齢者の社会参加意欲を高め、生きがいや役割をもって生活できる仕組みづくりを推進します。



総合事業(パワーあっぷ)

③ 安心して暮らせる環境やしきみづくり

高齢者やその家族に対する総合的な相談体制の充実や在宅生活を継続するために支援を必要とする高齢者に対しては、低所得世帯などに配慮した生活支援サービスの提供に努めます。地域において多様な主体による支え合いのしくみづくりを推進し、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めます。さらに、安心安全な住まいの確保、虐待の防止や成年後見制度の利用など権利擁護のための取組を推進し、高齢者の尊厳を守ります。



移動支援活動

④ 認知症施策の強化

認知症高齢者やその家族が、地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を強化するとともに、専門職同士の連携を強化します。地域での支援体制整備としては、啓発人材の育成や啓発活動の支援を行い、地域の理解を促進します。また、認知症の方や家族に対するサポート体制の充実を目指すとともに、認知症の方を介護される家族などへの支援の充実を図ります。これらの取組を通じて、認知症高齢者の地域での見守りのネットワークづくりや支援体制を強化するしくみの構築等、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。



認知症カフェ

⑤ 支え合いのしくみづくり



商助推進会議

高齢者をはじめ、地域の一人一人が人や社会とつながり、生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らせる地域共生社会を目指して、地域団体等と連携・協働し、日頃からの見守り体制の充実や生活課題の解決が図れるよう、地域の支え合い活動を推進します。また、高齢者が必要なときに適切な医療や介護等を活用し、望む支援を受けながら自分らしい生き方が実現できるよう医療・介護職等との協働のもと、医療・介護連携のしくみづくりを推進します。

⑥ 介護保険サービスの充実

高齢化のさらなる進展と要介護高齢者の伸びを踏まえ、高齢者人口や介護ニーズを中長期的に見据えた介護保険サービスの計画的な整備を進め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるサービス提供体制の充実を図ります。また、今後も介護人材の不足が予測されるため、介護人材確保や定着促進に向けた取組を進めるとともに、引き続き、適切な介護認定や介護給付の適正化に取り組み、健全な介護保険事業の運営に努めます。



介護・看護職スキルアップ研修会

介護保険料

◎ 介護保険制度とは？

介護保険制度とは、市が運営し、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。介護が必要となるリスクは誰にでもあります。このようなリスクを多くの人で負担しあい、万が一介護が必要になったときに、サービスを受けられるようにするのが介護保険制度です。

◎ 誰が負担するのか？

介護保険には、40歳以上の人全員が加入します。65歳以上の人（第1号被保険者）、および40～64歳（第2号被保険者）の人が支払う保険料と、国、県、市が負担する公費で構成されています。

◎ 保険料はどうやって決まるのか？

介護サービス提供にかかる費用の総額のうち、65歳以上の人（第1号被保険者）が負担すべき金額は、全体の23%です。一人ひとりの保険料は、各人の所得の状況に応じて決まります。

介護保険サービス提供にかかる費用の総額（保険給付費）				
65歳以上の人	40～64歳の人	近江八幡市	滋賀県	国
23%	27%	12.5%	12.5%	25%
保険料 50%		公費 50%		

◎ 保険料の算定

$$\begin{array}{l} \text{近江八幡市に必要な} \\ \text{介護サービスの総費用} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{65歳以上の} \\ \text{負担分（23\%）} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{近江八幡市在住の} \\ \text{65歳以上の人数} \end{array} \\ = \text{保険料基準額} \quad \text{（年額）64,800円} \quad \text{／} \quad \text{（月額）5,400円}$$

◎ 保険料基準額の比較

	第8期（令和3年度～5年度）	第7期（平成30年度～令和2年度）
月額	5,400円	5,400円
年額	64,800円	64,800円

◎ 所得段階別介護保険料

近江八幡市の第8期（令和3年度～5年度）における、65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、下記のとおりです。

区分	対象者		負担割合	月額	年額	
第1段階	世帯非課税	本人が住民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金 ・公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	保険料基準額 × 0.3	1,620円	19,440円
第2段階			・第1段階以外の人で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	保険料基準額 × 0.5	2,700円	32,400円
第3段階			・住民税世帯非課税で第1段階、第2段階以外の人	保険料基準額 × 0.7	3,780円	45,360円
第4段階	世帯課税	本人が住民税非課税	・住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	保険料基準額 × 0.85	4,590円	55,080円
第5段階			・住民税本人非課税で第4段階以外の人	保険料基準額 × 1.0	5,400円	64,800円
第6段階	本人が住民税課税	本人が住民税課税	・住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	保険料基準額 × 1.2	6,480円	77,760円
第7段階			・住民税本人課税で、合計所得金額が210万円未満の人	保険料基準額 × 1.3	7,020円	84,240円
第8段階			・住民税本人課税で、合計所得金額が320万円未満の人	保険料基準額 × 1.5	8,100円	97,200円
第9段階			・住民税本人課税で、合計所得金額が430万円未満の人	保険料基準額 × 1.7	9,180円	110,160円
第10段階			・住民税本人課税で、合計所得金額が430万円以上の人	保険料基準額 × 2.0	10,800円	129,600円

健康に暮らし続けるために、地域の活動に参加してみませんか？

◎ こんなお悩み、一人で抱えていませんか？

近ごろ、体力に不安を
感じるようになった…

高齢者の筋力向上を主な目的とした「いきいき百歳体操」を実施しています。



地域の中に、みんなで
集まれる場があれば…

地域住民が自由に参加できる地域に開かれた集いの場として「ふれあいサロン」があります。



お困りごとは、お近くの地域包括支援センターへ

◎ 地域包括支援センターとは、介護・医療・福祉などの関係機関と協力して、高齢者の皆さんの健康、生活を支える相談窓口です。市内に3か所あります。

小学校区	相談窓口	住所	☎
八幡・島・岡山・沖島	中北部地域包括支援センター	北之庄町 912	31-1970
金田・馬淵・武佐・安土・老蘇	東部地域包括支援センター	長田町 1268-1	34-7355
桐原・桐原東・北里	西部地域包括支援センター	江頭町 417-2	36-2205

第8期近江八幡市総合介護計画 概要版

令和3年3月

発行：滋賀県近江八幡市

編集：福祉保険部 介護保険課

〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町 1313 番地

近江八幡市総合福祉センター ひまわり館 1階

(TEL) 0748-33-3511 (FAX) 0748-31-2037